

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更
保安林に指定する予定

(道路維持課) 五〇三
(郡上農林事務所) 五〇四

公示

土地改良事業計画の変更の適当の決定
土地改良区の定款の変更認可

(農地整備課) 五〇五
(西濃農林事務所) 五〇五

告示

岐阜県告示第五百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	土岐市 停車場線 細野	土岐市肥田浅野朝日町二丁目九番地先から 同市同 丁目四番一地先まで	二・八 三・〇	二・九 三・三	六・三	

岐阜県告示第五百一十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
金谷井水土地改良区	金谷井水土地改良区	岐阜市役所	令和六・一・二二から七・一・二九まで

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
垂井町土地改良区	令和六・一・二二

令和六年十二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社